

埼玉県環境影響評価技術指針 新旧対照表

新	旧
<p>第1 総論</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 環境影響評価等の手順</p> <p>(1) 環境影響評価調査計画書の作成に係る手順          条例第4条第1項に規定する環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)の作成に係る手順は、次のとおりとする。          ア～オ (略)</p> <p>カ 予測の方法          事業者等は、対象事業等に係る環境影響評価の予測の方法を選定するに当たっては、次に定める事項に留意するものとする。          (ア) 次に掲げる予測内容等に留意し、必要な予測の方法を選定すること。          a～d (略)</p> <p>e 予測の対象とする時期、期間又は時間帯(以下「予測対象時期等」という。)は、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、次に定める内容に従い、選定項目ごとに各環境影響要因による環境影響を的確に把握することができる時期、期間又は時間帯を設定する。          (a) 工事の実施による環境影響については、当該環境影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。<u>ただし、複数の環境影響要因が同時に存在する場合には、単独の環境影響だけでなく、関係するすべての環境影響要因による環境影響を合成して最大となる時期、期間又は時間帯とする。</u>          (b)～(c) (略)</p> <p>(イ)～(オ) (略)</p> <p>キ 評価の方法          事業者等は、対象事業等に係る環境影響評価の評価の方法を選定するに当たっては、次に定める事項に留意するものとする。  <u>(ア) 予測において、複数の環境影響要因による環境影響を合成した場合は、評価も合成したものに基いて行うこと。</u>          (イ) 調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業等の実施により選定項目に係る環境影響が、事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする方法であること。          (ウ) 国、県又は市町村によって環境保全の観点からの基準、目標等が示されている場合は、当該基準、目標等と予測の結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする方法であること。</p> <p>ク・ケ (略)</p> <p>(2) 環境影響評価準備書の作成に係る手順          条例第9条に規定する環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)の作成に係る手順は、次のとおりとする。          ア～キ (略)</p> <p>ク 事後調査の計画の策定          事業者等は、予測及び評価の結果を検証し、必要に応じ環境保全措置の追加措置(以下「追加措置」という。)を検討するため、次に定める内容に留意し、事後調査の計画を策定するものとする。          (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(I) 事後調査の時期、期間及び時間帯は、原則として予測対象時期等とする。ただし、環境への影響が及ぶまでに長期間を要する場合、環境影響の程度が経時的に変動することが想定される場合等にあつては、必要に応じ一定期間の継続的監視調査を行うものとする。</p>	<p>第1 総論</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 環境影響評価等の手順</p> <p>(1) 環境影響評価調査計画書の作成に係る手順          条例第4条第1項に規定する環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)の作成に係る手順は、次のとおりとする。          ア～オ (略)</p> <p>カ 予測の方法          事業者等は、対象事業等に係る環境影響評価の予測の方法を選定するに当たっては、次に定める事項に留意するものとする。          (ア) 次に掲げる予測内容等に留意し、必要な予測の方法を選定すること。          a～d (略)</p> <p>e 予測の対象とする時期、期間又は時間帯(以下「予測対象時期等」という。)は、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、次に定める内容に従い、選定項目ごとに各環境影響要因による環境影響を的確に把握することができる時期、期間又は時間帯を設定する。          (a) 工事の実施による環境影響については、当該環境影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。            (b)～(c) (略)</p> <p>(イ)～(オ) (略)</p> <p>キ 評価の方法          事業者等は、対象事業等に係る環境影響評価の評価の方法を選定するに当たっては、次に定める事項に留意するものとする。  <u>(ア) 調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業等の実施により選定項目に係る環境影響が、事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする方法であること。</u>          (イ) 国、県又は市町村によって環境保全の観点からの基準、目標等が示されている場合は、当該基準、目標等と予測の結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする方法であること。</p> <p>ク・ケ (略)</p> <p>(2) 環境影響評価準備書の作成に係る手順          条例第9条に規定する環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)の作成に係る手順は、次のとおりとする。          ア～キ (略)</p> <p>ク 事後調査の計画の策定          事業者等は、予測及び評価の結果を検証し、必要に応じ環境保全措置の追加措置(以下「追加措置」という。)を検討するため、次に定める内容に留意し、事後調査の計画を策定するものとする。          (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(I) 事後調査の時期、期間及び時間帯は、原則として予測対象時期等とする。ただし、環境への影響が及ぶまでに長期間を要する場合、環境影響の程度が経時的に変動することが想定される場合等にあつては、必要に応じ一定期間の継続的監視調査を行う。</p>

る。また、対象事業が社会情勢や経済状況等により遅れる場合には、中間的な時期にも調査を実施するものとする。

(オ)～(キ) (略)

ケ (略)

(3)・(4) (略)

4 環境の保全のための措置に関する事項

(1)～(3) (略)

(4) 事後調査の結果に基づく追加措置の実施

事業者等は、事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、評価書に記載された事後調査の結果に基づく対応方針に従い、速やかに環境影響の程度が著しくなった原因を究明し、追加措置を実施するものとする。

別表1 調査・予測・評価の項目

調査・予測・評価の項目		
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物
浮遊粒子状物質		
炭化水素(非メタン炭化水素に限る。以下同じ。)		
粉じん		
その他の大気質に係る有害物質等*1		
騒音・低周波音	騒音	
	低周波音	
振動	振動	
悪臭	臭気指数又は臭気の濃度	
	特定悪臭物質*2	
水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量
		浮遊物質
		窒素及び磷
		水温
		水素イオン濃度
		溶存酸素量
		その他の生活環境項目*3
		健康項目等*4
	底質	強熱減量
		過マンガン酸カリウムによる酸素消費量
		底質に係る有害物質等*5
地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目*6	
水象	河川等の流量、流速及び水位	
	地下水の水位及び水脈	
	温泉及び鉱泉	
	堤防、水門、ダム等の施設	
土壌	土壌に係る有害項目*7	
地盤	地盤沈下	
地象	土地の安定性	
	地形及び地質(重要な地形及び地質を含む。)	
	表土の状況及び生産性	

(オ)～(キ) (略)

ケ (略)

(3)・(4) (略)

4 環境の保全のための措置に関する事項

(1)～(3) (略)

(4) 事後調査の結果に基づく追加措置の検討

事業者等は、事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、評価書に記載された事後調査の結果に基づく対応方針に従い、速やかに環境影響の程度が著しくなった原因、追加措置その他必要な方針を検討するものとする。

事業者等は、事後調査の結果及び環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合においては、その原因、追加措置その他必要な方針の検討結果を明らかにすることができるよう整理するものとする。

別表1 調査・予測・評価の項目

調査・予測・評価の項目		
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物
浮遊粒子状物質		
炭化水素(非メタン炭化水素に限る。以下同じ。)		
粉じん		
その他の大気質に係る有害物質等*1		
騒音・低周波空気振動	騒音	
	低周波空気振動	
振動	振動	
悪臭	臭気指数又は臭気の濃度	
	特定悪臭物質*2	
水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量
		浮遊物質
		窒素及び磷
		水温
		水素イオン濃度
		溶存酸素量
		その他の生活環境項目*3
		健康項目等*4
	底質	強熱減量
		過マンガン酸カリウムによる酸素消費量
		底質に係る有害物質等*5
地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目*6	
水象	河川等の流量、流速及び水位	
	地下水の水位及び水脈	
	温泉及び鉱泉	
	堤防、水門、ダム等の施設	
土壌	土壌に係る有害項目*7	
地盤	地盤沈下	
地象	土地の安定性	
	地形及び地質(重要な地形及び地質を含む。)	
	表土の状況及び生産性	

生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種
	植物	保全すべき種
		植生及び保全すべき群落
		緑の量
	生態系	地域を特徴づける生態系
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源） 眺望景観
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場
	史跡・文化財	指定文化財等 埋蔵文化財
	日照障害	日影の状況
	電波障害	電波受信状況
	風害	局所的な風の発生状況
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物
		残土
		雨水及び処理水
	温室効果ガス等	温室効果ガス*8 オゾン層破壊物質*9

備考

- 大気質に係る有害物質等とは、「大気汚染に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第25号）」（以下「大気汚染に係る環境基準」という。）に定める物質（浮遊粒子状物質及び二酸化硫黄を除く。）及び「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第4号）」（以下「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準」という。）に定める物質、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第1条及び第2条の2に規定する物質（窒素酸化物を除く。）並びにダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類（以下「ダイオキシン類」という。）とする。
- 特定悪臭物質とは、悪臭防止法施行令（昭和47年政令第207号）第1条に規定する物質とする。
- その他の生活環境項目とは、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」（以下「水質汚濁に係る環境基準」という。）別表2に定める項目（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、窒素、リン、水素イオン濃度及び溶存酸素量を除く。）とする。
- 健康項目等とは、水質汚濁に係る環境基準別表1に定める健康項目、「水質汚濁に係る環境基準についての一部改正について（平成5年環水管第21号環境庁水質保全局長通知）」に定める要監視項目、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について（平成2年環水土第77号環境庁水質保全局長通知）」に定める農薬（健康項目及び要監視項目を除く。）及びダイオキシン類とする。
- 底質に係る有害物質等とは、「底質の処理処分等に係る暫定指針について（昭和49年環水管第113号環境庁水質保全局長通知）」に定める有害物質及びダイオキシン類とする。
- 地下水の水質に係る有害項目とは、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）」（以下「地下水の水質汚濁に係る環境基準」という。）に定める項目及びダイオキシン類とする。
- 土壌に係る有害項目とは、「土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）」（以下「土壌の汚染に係る環境基準」という。）に定める項目及びダイオキシン類とする。
- 温室効果ガスとは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスとする。
- オゾン層破壊物質とは、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）第2条第1項に規定する特定物質とする。

別表2（略）

生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種
	植物	保全すべき種
		植生及び保全すべき群落
		緑の量
	生態系	地域を特徴づける生態系
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源） 眺望景観
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場
	史跡・文化財	指定文化財等 埋蔵文化財
	日照障害	日影の状況
	電波障害	電波受信状況
	風害	局所的な風の発生状況
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物
		残土
		雨水及び処理水
	温室効果ガス等	温室効果ガス オゾン層破壊物質

備考

- 大気質に係る有害物質等とは、「大気汚染に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第25号）」（以下「大気汚染に係る環境基準」という。）に定める物質（浮遊粒子状物質及び二酸化硫黄を除く。）及び「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第4号）」（以下「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準」という。）に定める物質、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第1条及び第2条の2に規定する物質（窒素酸化物を除く。）並びにダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類（以下「ダイオキシン類」という。）とする。
- 特定悪臭物質とは、悪臭防止法施行令（昭和47年政令第207号）第1条に規定する物質とする。
- その他の生活環境項目とは、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」（以下「水質汚濁に係る環境基準」という。）別表2に定める項目（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、窒素、リン、水素イオン濃度及び溶存酸素量を除く。）とする。
- 健康項目等とは、水質汚濁に係る環境基準別表1に定める健康項目、「水質汚濁に係る環境基準についての一部改正について（平成5年環水管第21号環境庁水質保全局長通知）」に定める要監視項目、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について（平成2年環水土第77号環境庁水質保全局長通知）」に定める農薬（健康項目及び要監視項目を除く。）及びダイオキシン類とする。
- 底質に係る有害物質等とは、「底質の処理処分等に係る暫定指針について（昭和49年環水管第113号環境庁水質保全局長通知）」に定める有害物質及びダイオキシン類とする。
- 地下水の水質に係る有害項目とは、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）」（以下「地下水の水質汚濁に係る環境基準」という。）に定める項目及びダイオキシン類とする。
- 土壌に係る有害項目とは、「土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）」（以下「土壌の汚染に係る環境基準」という。）に定める項目及びダイオキシン類とする。

別表2（略）



別表3 2 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表(ダム又は放水路)

事業の種類 影響要因の区分	環境影響要因の例	ダム				放水路				存在・供用								
		建設機械の稼働	資材運搬等の車の走行	ダムの採掘工事	原石の採取	道路の付替え工事	工事用道路等の設置工事	建設機械の稼働	資材運搬等の車の走行	放水路等の工事	ダムの採掘工事	付替え道路の存在	原石採取の存在	工事用道路等の存在	貯水池の存在	ダムの放水	放水路の存在・供用	
調査・予測・評価の項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物						△*1	△*1									
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物																
		浮遊粒子状物質																
		炭化水素																
		粉じん	○	○	○	○	○	○	○	○								
	騒音・低周波音	騒音	○	○	△*2			○	○	○								
		低周波音			△*2													
		振動	○	○	△*2			○	○	○								
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度																
		特定悪臭物質																
	環境の良好な状態の保持を旨として調査・予測及び評価されるべき項目	水質	公共用水域の水質			○	○	○	○							○	○	
			底質															
			地下水の水質															○
			水象			○					○	○					○	○
			土壌															○
地象		地盤沈下															○	
		土地の安定性			○	○	○			○	○	○					○	
		地形及び地質(重要な地形及び地質を含む。)															○	
		表土の状況及び生産性															○	
		動物	保全すべき種			○			△*3	○			○			○	○	
植物	保全すべき種			○	○	○	○			○				○	○			
	植生及び保全すべき群落			○	○	○	○			○				○	○			
	緑の量															△*1		
生態系	地域を特徴づける生態系			○			△*3	○					○	○				
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査・予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)														○		
		眺望景観															○	
環境への負荷の量に程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○										○			
		残土			○											○		
	温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○	○	○	○	○	○									
		オゾン層破壊物質																

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目  
 \*1：都市的地域の場合  
 \*2：大規模な発破工事のある場合  
 \*3：自然的地域の場合

別表3 2 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表(ダム又は放水路)

事業の種類 影響要因の区分	環境影響要因の例	ダム				放水路				存在・供用								
		建設機械の稼働	資材運搬等の車の走行	ダムの採掘工事	原石の採取	道路の付替え工事	工事用道路等の設置工事	建設機械の稼働	資材運搬等の車の走行	放水路等の工事	ダムの採掘工事	付替え道路の存在	原石採取の存在	工事用道路等の存在	貯水池の存在	ダムの放水	放水路の存在・供用	
調査・予測・評価の項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物							△*1	△*1								
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物																
		浮遊粒子状物質																
		炭化水素																
		粉じん	○	○	○	○	○	○	○	○								
	騒音・低周波音	騒音	○	○	△*2			○	○	○								
		低周波音			△*2													
		振動	○	○	△*2			○	○	○								
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度																
		特定悪臭物質																
	環境の良好な状態の保持を旨として調査・予測及び評価されるべき項目	水質	公共用水域の水質			○	○	○								○	○	
			底質															
			地下水の水質															○
			水象			○					○	○					○	○
			土壌															○
地象		地盤沈下															○	
		土地の安定性			○	○	○			○	○	○					○	
		地形及び地質(重要な地形及び地質を含む。)															○	
		表土の状況及び生産性															○	
		動物	保全すべき種			○				△*3	○				○	○		
植物	保全すべき種			○	○	○	○			○				○	○			
	植生及び保全すべき群落			○	○	○	○			○				○	○			
	緑の量															△*1		
生態系	地域を特徴づける生態系			○			△*3	○					○	○				
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査・予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)														○		
		眺望景観															○	
環境への負荷の量に程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○										○			
		残土			○											○		
	温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○	○	○	○	○	○									
		オゾン層破壊物質																

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目  
 \*1：都市的地域の場合  
 \*2：大規模な発破工事のある場合  
 \*3：自然的地域の場合

別表3 3 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（鉄道・軌道）

事業の種類 影響要因の区分	環境影響要因の例	鉄道又は軌道											
		工事					存在・供用						
調査・予測・評価の項目		建設機	資材運	切土工	工所用	鉄道施設の存在	列車の	駅舎等					
		械の稼働	搬等の車両の走行	等又は既存の工作物の除去	道路、工事ヤード等の設置	地表式	嵩上式	掘割式又は地下式	走行	の供用（駅周辺の交通量の増加を含む）			
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	△*1	△*1								△*4	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物											
		浮遊粒子状物質											
		炭化水素											
		粉じん	○	○									
		大気質に係る有害物質等											
	騒音・低周波音	騒音	○	○						○		△*4	
		低周波音									△*3		
	振動	振動	○	○						○			
		臭気指数又は臭気の濃度											
	悪臭	特定悪臭物質											
		生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量			○							○	
	水質	公共用水域の水質	窒素及びリン										
			水温										
			水素イオン濃度										
			溶存酸素量										
			その他の生活環境項目										
		底質	健康項目等										
			強熱減量										
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量										
底質に係る有害物質等													
地下水の水質に係る有害項目													
水象	河川等の流量、流速及び水位												
	地下水の水位及び水脈			○			○						
	温泉及び鉱泉									○			
	堤防、水門、ダム等の施設												
地盤	地盤沈下												
	土地の安定性			○		○				△*6			
地象	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）						○						
	表土の状況及び生産性					○	△*5	△*6					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		△*2			○		△*2	△*2			
		保全すべき種			△*2		○						
	植物	植生及び保全すべき群落			△*2		○						
		緑の量						△*1					
生態系	地域を特徴づける生態系		△*2			○		△*2	△*2				
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）					○						
		眺望景観					○						
環境への負荷の量により予測及び評価されるべき項目	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場		△*2			○		△*2				
		指定文化財等					○						
	埋蔵文化財					○							
	日照障害						○						
	電波障害						○						
	風害							○					
	局所的な風の発生状況							○					
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○	○	○				○	○			
	オゾン層破壊物質												

- ：標準的に選定する項目      ：事業特性、地域特性により選定する項目
- \* 1：都市的地域の場合
  - \* 2：自然的地域の場合
  - \* 3：列車が高速でトンネルに進入する場合（反対側のトンネル口への影響）又は高架式の場合
  - \* 4：著しい交通量の増加が想定される場合
  - \* 5：盛土式の場合
  - \* 6：掘割式の場合

別表3 3 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（鉄道・軌道）

事業の種類 影響要因の区分	環境影響要因の例	鉄道又は軌道											
		工事					存在・供用						
調査・予測・評価の項目		建設機	資材運	切土工	工所用	鉄道施設の存在	列車の	駅舎等					
		械の稼働	搬等の車両の走行	等又は既存の工作物の除去	道路、工事ヤード等の設置	地表式	嵩上式	掘割式又は地下式	走行	の供用（駅周辺の交通量の増加を含む）			
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	△*1	△*1								△*4	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物											
		浮遊粒子状物質											
		炭化水素											
		粉じん	○	○									
		大気質に係る有害物質等											
	騒音・低周波音	騒音	○	○						○		△*4	
		低周波音									△*3		
	振動	振動	○	○						○			
		臭気指数又は臭気の濃度											
	悪臭	特定悪臭物質											
		生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量			○							○	
	水質	公共用水域の水質	窒素及びリン										
			水温										
			水素イオン濃度										
			溶存酸素量										
			その他の生活環境項目										
		底質	健康項目等										
			強熱減量										
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量										
底質に係る有害物質等													
地下水の水質に係る有害項目													
水象	河川等の流量、流速及び水位												
	地下水の水位及び水脈			○			○						
	温泉及び鉱泉									○			
	堤防、水門、ダム等の施設												
地盤	地盤沈下												
	土地の安定性			○		○				△*6			
地象	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）						○						
	表土の状況及び生産性					○	△*5	△*6					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		△*2			○		△*2	△*2			
		保全すべき種			△*2		○						
	植物	植生及び保全すべき群落			△*2		○						
		緑の量						△*1					
生態系	地域を特徴づける生態系		△*2			○		△*2	△*2				
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）					○						
		眺望景観					○						
環境への負荷の量により予測及び評価されるべき項目	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場		△*2			○		△*2				
		指定文化財等					○						
	埋蔵文化財					○							
	日照障害						○						
	電波障害						○						
	風害							○					
	局所的な風の発生状況							○					
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○	○	○				○	○			
	オゾン層破壊物質												

- ：標準的に選定する項目      ：事業特性、地域特性により選定する項目
- \* 1：都市的地域の場合
  - \* 2：自然的地域の場合
  - \* 3：列車が高速でトンネルに進入する場合（反対側のトンネル口への影響）又は高架式の場合
  - \* 4：著しい交通量の増加が想定される場合
  - \* 5：盛土式の場合
  - \* 6：掘割式の場合

別表3 4 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（飛行場）

事業の種類 影響要因の区分	環境影響要因の例	飛行場							
		工事		飛行場の存在		存在・供用			
調査・予測・評価の項目		建設機	資材運	造成等	飛行場の存在	航空機の運航	飛行場		
		械の稼働	搬等の車両の走行	の工事			施設の供用（周辺交通量の増加を含む）		
		(飛行場の場合のみ)		飛行場	ヘリポート	飛行場	ヘリポート		
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○			○	○	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物							
		浮遊粒子状物質							
		炭化水素					○	○	
		粉じん	○	○	○				
	大気質に係る有害物質等								
	騒音・低周波音	騒音	○	○			○	○	
		低周波音							
	振動	○	○						
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度							
		特定悪臭物質							
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量						○
			浮遊物質			○			
			窒素及びリン						
			水温						
水素イオン濃度									
底質		溶存酸素量							
		その他の生活環境項目							
		健康項目等							
		強熱減量							
		過マンガン酸カリウムによる酸素消費量							
地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目								
水象	河川等の流量、流速及び水位				○				
	地下水の水位及び水脈								
	温泉及び鉱泉								
土壌	堤防、水門、ダム等の施設								
	土壌に係る有害項目								
地盤	地盤沈下								
	土地の安定性								
地象	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）				○				
	表土の状況及び生産性				○				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	○		○		△*2	△*2	
		保全すべき種			○	○			
	植物	緑の量				△*1			
生態系	地域を特徴づける生態系	○			○		△*2	△*2	
	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）			○				
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	自然とのふれあいの場	眺望景観			○				
		自然とのふれあいの場	○		○		○	○	
	史跡・文化財	指定文化財等				○			
		埋蔵文化財				○			
	日照障害	日影の状況							
電波障害					○				
風害	局所的な風の発生状況								
	廃棄物			○					
環境への負荷の量により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	残土		○					
		雨水及び処理水					○		
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○	○		○	○		
	オゾン層破壊物質								

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目  
 \*1：都市的地域の場合  
 \*2：自然的地域の場合

別表3 4 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（飛行場）

事業の種類 影響要因の区分	環境影響要因の例	飛行場							
		工事		飛行場の存在		存在・供用			
調査・予測・評価の項目		建設機	資材運	造成等	飛行場の存在	航空機の運航	飛行場		
		械の稼働	搬等の車両の走行	の工事			施設の供用（周辺交通量の増加を含む）		
		(飛行場の場合のみ)		飛行場	ヘリポート	飛行場	ヘリポート		
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○			○	○	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物							
		浮遊粒子状物質							
		炭化水素					○	○	
		粉じん	○	○	○				
	大気質に係る有害物質等								
	騒音・低周波音	騒音	○	○			○	○	
		低周波音							
	振動	○	○						
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度							
		特定悪臭物質							
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量						○
			浮遊物質			○			
			窒素及びリン						
			水温						
水素イオン濃度									
底質		溶存酸素量							
		その他の生活環境項目							
		健康項目等							
		強熱減量							
		過マンガン酸カリウムによる酸素消費量							
地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目								
水象	河川等の流量、流速及び水位				○				
	地下水の水位及び水脈								
	温泉及び鉱泉								
土壌	堤防、水門、ダム等の施設								
	土壌に係る有害項目								
地盤	地盤沈下								
	土地の安定性								
地象	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）				○				
	表土の状況及び生産性				○				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	○		○		△*2	△*2	
		保全すべき種			○	○			
	植物	緑の量				△*1			
生態系	地域を特徴づける生態系	○			○		△*2	△*2	
	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）			○				
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	自然とのふれあいの場	眺望景観			○				
		自然とのふれあいの場	○		○		○	○	
	史跡・文化財	指定文化財等				○			
		埋蔵文化財				○			
	日照障害	日影の状況							
電波障害					○				
風害	局所的な風の発生状況								
	廃棄物			○					
環境への負荷の量により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	残土		○					
		雨水及び処理水					○		
温室効果ガス等	温室効果ガス						○		
	オゾン層破壊物質								

○：標準的に選定する項目 △：事業特性、地域特性により選定する項目  
 \*1：都市的地域の場合  
 \*2：自然的地域の場合

別表3 5 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表  
(工場・廃棄物処理施設・下水道終末処理場)

事業の種類 影響要因の区分	工場・廃棄物処理施設・下水道終末処理場																		
	環境影響要因の例										自動車等の走行								
	建設機 械の稼働		資材運 搬等の 走行		造成等 の工事(工 場(施行 面積20 ha以上) 及び最終 処分場)		造成地・施設 の存在		存在・供用 施設の稼働										
調査・予測・評価の項目																			
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○								○							
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物											○						
		浮遊粒子状物質											○						
		炭化水素											○						
		粉じん	○	○	○								○						
	大気質に係る有害物質等											○							
	騒音・低周波音	騒音	○	○									○						
		低周波音											○						
	振動	振動	○	○									○						
		振動											○						
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度											○						
		特定悪臭物質											○						
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量							○	△*6	○	△*6	○	○				
			浮遊物質			○					△*6	○	△*6	○	○				
			窒素及びリン								○	△*6	○	△*6	○	○			
水温															○				
水素イオン濃度						△*3					△*6	○	△*6	○	○				
底質		溶解酸素量								△*6	○	△*6	○	○	○				
		その他の生活環境項目								△*6	○	△*6	○	○	○				
		健康項目等								○	△*6	○	△*6	○	○				
		強熱減量													○				
		過マンガン酸カリウムによる酸素消費量													○				
地下水の水質	底質に係る有害物質等								○	○				○					
	地下水の水質に係る有害項目								○					○					
水象	河川等の流量、流速及び水位					○								○					
	地下水の水位及び水脈													○					
	温泉及び鉱泉													○					
土壌	堤防、水門、ダム等の施設													○					
	土壌に係る有害項目								○					○					
地盤	地盤沈下													○					
	土地の安定性				○									○					
地象	地形及び地質(重要な地形及び地質を含む。)											○	△*2	○					
	表土の状況及び生産性													○					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		○										○					
		保全すべき種												○					
	植物	植生及び保全すべき群落			○										○				
緑の量						△*1	△*1							○					
生態系	地域を特徴づける生態系		○											○					
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)										○	△*2	○					
		眺望景観											○	○	○				
環境への負荷の量により予測及び評価されるべき項目	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場		○								○	△*2	△*2	△*2	△*2	△*2	△*2	△*2
		指定文化財等											○	△*2					
	埋蔵文化財											○	△*2						
	日照障害	日照の状況										○	○						
	電波障害	電波受信状況										○	○						
	風害	局所的な風の発生状況										○	○						
	廃棄物等	廃棄物										○	○	○	○	○	○	○	○
温室効果ガス等	残土																		
	雨水及び処理水																		
	温室効果ガス	○	○	○															
オゾン層破壊物質																			

- : 標準的に選定する項目      △ : 事業特性、地域特性により選定する項目
- \* 1 : 都市的地域の場合
  - \* 2 : 立地条件による
  - \* 3 : 沢部の廃棄物最終処分場の場合
  - \* 4 : 業種による
  - \* 5 : フロン等を含む廃棄物进行处理する場合
  - \* 6 : 公共用水域に排水する場合

別表3 5 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表  
(工場・廃棄物処理施設・下水道終末処理場)

事業の種類 影響要因の区分	工場・廃棄物処理施設・下水道終末処理場																		
	環境影響要因の例										自動車等の走行								
	建設機 械の稼働		資材運 搬等の 走行		造成等 の工事(工 場(施行 面積20 ha以上) 及び最終 処分場)		造成地・施設 の存在		存在・供用 施設の稼働										
調査・予測・評価の項目																			
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○								○							
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物											○						
		浮遊粒子状物質											○						
		炭化水素											○						
		粉じん	○	○	○								○						
	大気質に係る有害物質等											○							
	騒音・低周波音	騒音	○	○									○						
		低周波音											○						
	振動	振動	○	○									○						
		振動											○						
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度											○						
		特定悪臭物質											○						
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量										○	○	○	○			
			浮遊物質			○										○			
			窒素及びリン													○			
水温															○				
水素イオン濃度						△*3							△*3			○			
底質		溶解酸素量										△*6	○	△*6	○	○			
		その他の生活環境項目										△*6	○	△*6	○	○			
		健康項目等										△*6	○	△*6	○	○			
		強熱減量														○			
		過マンガン酸カリウムによる酸素消費量														○			
地下水の水質	底質に係る有害物質等										○	○			○				
	地下水の水質に係る有害項目										○				○				
水象	河川等の流量、流速及び水位													○					
	地下水の水位及び水脈													○					
	温泉及び鉱泉													○					
土壌	堤防、水門、ダム等の施設													○					
	土壌に係る有害項目													○					
地盤	地盤沈下													○					
	土地の安定性													○					
地象	地形及び地質(重要な地形及び地質を含む。)												○	△*2	○				
	表土の状況及び生産性													○					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		○											○				
		保全すべき種													○				
	植物	植生及び保全すべき群落			○										○				
緑の量						△*1	△*1							○					
生態系	地域を特徴づける生態系		○											○					
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)											○	△*2	○				
		眺望景観												○	○	○			
環境への負荷の量により予測及び評価されるべき項目	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場		○									○	△*2	△*2	△*2	△*2	△*2	△*2
		指定文化財等												○	△*2				
	埋蔵文化財												○	△*2					
	日照障害	日照の状況											○	○					
	電波障害	電波受信状況											○	○					
	風害	局所的な風の発生状況											○	○					
	廃棄物等	廃棄物											○	○	○	○	○	○	○
温室効果ガス等	残土																		
	雨水及び処理水																		
	温室効果ガス	○	○	○															
オゾン層破壊物質																			

- : 標準的に選定する項目      △ : 事業特性、地域特性により選定する項目
- \* 1 : 都市的地域の場合
  - \* 2 : 立地条件による
  - \* 3 : 沢部の廃棄物最終処分場の場合
  - \* 4 : 業種による
  - \* 5 : フロン等を含む廃棄物进行处理する場合
  - \* 6 : 二酸化炭素、メタン

別表3 6 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（高層建築物）

事業の種類 影響要因の区分	高層建築物							
	環境影響要因の例	建設機 械の稼 働	工事 資材運 搬等の 車両の 走行	造成等 の工事	敷地及 び施設 の存在	存在・供用 施設の 稼働及 び人の 利用	自動車 交通の 発生	
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○			○	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物						
		浮遊粒子状物質					○	
		炭化水素					○	
		粉じん	○	○	○			
	大気質に係る有害物質等							
	騒音・低周波音	騒音	○	○			○	
		低周波音						
	振動	振動	○	○			○	
		振動						
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度						
		特定悪臭物質						
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					
			浮遊物質			○		
			窒素及びリン					
			水温					
			水素イオン濃度					
		溶存酸素量						
		その他の生活環境項目						
		健康項目等						
		底質	強熱減量					
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量					
	底質に係る有害物質等							
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目						
	水象	河川等の流量、流速及び水位						
地下水の水位及び水脈				○	○			
温泉及び鉱泉								
土壌	堤防、水門、ダム等の施設							
	土壌に係る有害項目							
地盤	地盤沈下							
	土地の安定性							
地象	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）							
	表土の状況及び生産性							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種			△*1			
		保全すべき種			△*1			
	植物	植生及び保全すべき群落			△*1			
		緑の量			○			
生態系	地域を特徴づける生態系			△*1				
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）			△*1			
		眺望景観			○			
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場			△*1			
	史跡・文化財	指定文化財等			△*1			
		埋蔵文化財			△*1			
	日照障害	日影の状況			○			
	電波障害	電波受信状況			○			
	風害	局所的な風の発生状況			○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物		○		○		
		残土		○				
温室効果ガス等	雨水及び処理水				○			
	温室効果ガス	○	○	○		○		
		オゾン層破壊物質						

○：標準的に選定する項目 △\*1：事業特性、地域特性により選定する項目  
\*1：立地条件による

別表3 6 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（高層建築物）

事業の種類 影響要因の区分	高層建築物							
	環境影響要因の例	建設機 械の稼 働	工事 資材運 搬等の 車両の 走行	造成等 の工事	敷地及 び施設 の存在	存在・供用 施設の 稼働及 び人の 利用	自動車 交通の 発生	
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○			○	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物						
		浮遊粒子状物質					○	
		炭化水素					○	
		粉じん						
	大気質に係る有害物質等							
	騒音・低周波音	騒音	○	○			○	
		低周波音						
	振動	振動	○	○			○	
		振動						
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度						
		特定悪臭物質						
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					
			浮遊物質					
			窒素及びリン					
			水温					
			水素イオン濃度					
		溶存酸素量						
		その他の生活環境項目						
		健康項目等						
		底質	強熱減量					
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量					
	底質に係る有害物質等							
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目						
	水象	河川等の流量、流速及び水位						
地下水の水位及び水脈				○	○			
温泉及び鉱泉								
土壌	堤防、水門、ダム等の施設							
	土壌に係る有害項目							
地盤	地盤沈下							
	土地の安定性							
地象	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）							
	表土の状況及び生産性							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種			△*1			
		保全すべき種			△*1			
	植物	植生及び保全すべき群落			△*1			
		緑の量			○			
生態系	地域を特徴づける生態系			△*1				
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）			△*1			
		眺望景観			○			
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場			△*1			
	史跡・文化財	指定文化財等			△*1			
		埋蔵文化財			△*1			
	日照障害	日影の状況			○			
	電波障害	電波受信状況			○			
	風害	局所的な風の発生状況			○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物		○		○		
		残土		○				
温室効果ガス等	雨水及び処理水				○			
	温室効果ガス					○		
		オゾン層破壊物質						

○：標準的に選定する項目 △\*1：事業特性、地域特性により選定する項目  
\*1：立地条件による

別表3 7 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（住宅団地・区画整理）

事業の種類 影響要因の区分		住宅団地・区画整理								
		工事				存在・供用				
環境影響要因の例		建設機 械の稼 働	資材運 搬等の 車両の 走行	造成等 の工事	造成地 の存在	施設の 存在	居住施 設の供 用	業務用 施設の 供用	自動車 交通の 発生	
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○					○	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物								
		浮遊粒子状物質								
		炭化水素								
		粉じん	○	○	○					
	大気質に係る有害物質等									
	騒音・低周波音	騒音	○	○					△*3	○
		低周波音								
	振動	振動	○	○						○
		振動								
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度								
		特定悪臭物質								
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					○	○	
			浮遊物質			○				
			窒素及びリン							
			水温							
			水素イオン濃度							
		底質	溶存酸素量							
			その他の生活環境項目							
			健康項目等							
			強熱減量							
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量							
	地下水の水質に係る有害項目									
	水象	河川等の流量、流速及び水位					○			
		地下水の水位及び水脈					△*2			
		温泉及び鉱泉								
	土壌	堤防、水門、ダム等の施設								
		土壌に係る有害項目								
	地盤	地盤沈下					△*2			
		土地の安定性			○		○			
地象	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）					○				
	表土の状況及び生産性					○				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		○		○			△*4	
		保全すべき種			○	○				
	植物	植生及び保全すべき群落			○	○				
		緑の量				△*1				
生態系	地域を特徴づける生態系		○		○			△*4		
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				○				
		眺望景観				○				
	自然とのふれあいの場		○		○	○		△*4		
	指定文化財等					○				
	埋蔵文化財					○				
	日照障害	日影の状況					○			
電波障害	電波受信状況									
	風害	局所的な風の発生状況								
環境への負荷の量により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○		○	○		
		残土			○					
	雨水及び処理水						○	○		
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○	○			○	○	○	
	オゾン層破壊物質									

○：標準的に選定する項目      △：事業特性、地域特性により選定する項目

- \* 1：都市的地域の場合
- \* 2：水田地帯に立地する場合
- \* 3：商業施設等、業務施設の内容による
- \* 4：騒音を生じる施設であって、自然的地域の場合

別表3 7 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表（住宅団地・区画整理）

事業の種類 影響要因の区分		住宅団地・区画整理								
		工事				存在・供用				
環境影響要因の例		建設機 械の稼 働	資材運 搬等の 車両の 走行	造成等 の工事	造成地 の存在	施設の 存在	居住施 設の供 用	業務用 施設の 供用	自動車 交通の 発生	
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○					○	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物								
		浮遊粒子状物質								
		炭化水素								
		粉じん								
	大気質に係る有害物質等									
	騒音・低周波音	騒音	○	○					△*3	○
		低周波音								
	振動	振動	○	○						○
		振動								
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度								
		特定悪臭物質								
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					○	○	
			浮遊物質			○				
			窒素及びリン							
			水温							
			水素イオン濃度							
		底質	溶存酸素量							
			その他の生活環境項目							
			健康項目等							
			強熱減量							
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量							
	地下水の水質に係る有害項目									
	水象	河川等の流量、流速及び水位					○			
		地下水の水位及び水脈					△*2			
		温泉及び鉱泉								
	土壌	堤防、水門、ダム等の施設								
		土壌に係る有害項目								
	地盤	地盤沈下					△*2			
		土地の安定性			○		○			
地象	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）					○				
	表土の状況及び生産性					○				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		○		○			△*4	
		保全すべき種			○	○				
	植物	植生及び保全すべき群落			○	○				
		緑の量				△*1				
生態系	地域を特徴づける生態系		○		○			△*4		
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				○				
		眺望景観				○				
	自然とのふれあいの場		○		○	○		△*4		
	指定文化財等					○				
	埋蔵文化財					○				
	日照障害	日影の状況					○			
電波障害	電波受信状況									
	風害	局所的な風の発生状況								
環境への負荷の量により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○		○	○		
		残土			○					
	雨水及び処理水						○	○		
温室効果ガス等	温室効果ガス						○	○		
	オゾン層破壊物質									

○：標準的に選定する項目      △：事業特性、地域特性により選定する項目

- \* 1：都市的地域の場合
- \* 2：水田地帯に立地する場合
- \* 3：商業施設等、業務施設の内容による
- \* 4：騒音を生じる施設であって、自然的地域の場合

別表3 8 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表  
(工業団地・流通業務施設)

事業の種類 影響要因の区分	環境影響要因の例	工業団地・流通業務施設																				
		工事				存在・供用																
		建設機 械の稼 働	資材運 搬等の 車の走 行	造成等 の工事	造成地 の存在	施設の稼 働	施設の 存在	自動車交通 の発生	自動車交通 の発生													
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○																		
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物																				
		浮遊粒子状物質																				
		酸性水素																				
		粉じん	○	○																		
	騒音・低周波音	騒音	○	○																		
		低周波音																				
	振動	振動	○	○																		
		臭気指数又は臭気の濃度																				
	悪臭	特定悪臭物質																				
		生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量																			△*4	
	水質	公共用水域の水質	浮遊物質																			
			窒素及びリン																			
			水質																			
			水素イオン濃度																			
			溶存酸素量																			
		底質	その他の生活環境項目																			
			健康項目等																			
			強熱減量																			
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量																			
底質に係る有害物質等																						
地下水	地下水の水質に係る有害物質の水質項目																					
	河川等の流量、流速及び水位																					
	地下水の水位及び水脈																			△*3		
土壌	土壌に係る有害項目																					
	地盤沈下																			△*3		
地象	地盤沈下																					
	土地の安定性																					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種																				
		種生及び保全すべき群落																				
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)																				
		眺望景観																				
環境への負荷の量により予測及び評価されるべき項目	温室効果ガス等	温室効果ガス																				
		オゾン層破壊物質																			△*5	

- ：標準的に選定する項目      △：事業特性、地域特性により選定する項目
- \*1：都市的地域の場合
  - \*2：立地条件による
  - \*3：水田地帯に立地する場合
  - \*4：卸売市場等で相当程度の洗浄水等を使用する場合
  - \*5：業種による

別表3 8 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表  
(工業団地・流通業務施設)

事業の種類 影響要因の区分	環境影響要因の例	工業団地・流通業務施設																				
		工事				存在・供用																
		建設機 械の稼 働	資材運 搬等の 車の走 行	造成等 の工事	造成地 の存在	施設の稼 働	施設の 存在	自動車交通 の発生	自動車交通 の発生													
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○																		
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物																				
		浮遊粒子状物質																				
		酸性水素																				
		粉じん	○	○																		
	騒音・低周波音振動	騒音	○	○																		
		低周波音振動																				
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度																				
		特定悪臭物質																				
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量																			△*4
			浮遊物質																			
			窒素及びリン																			
			水質																			
			水素イオン濃度																			
		底質	その他の生活環境項目																			
			健康項目等																			
			強熱減量																			
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量																			
			底質に係る有害物質等																			
	地下水	地下水の水質に係る有害物質の水質項目																				
河川等の流量、流速及び水位																						
地下水の水位及び水脈																				△*3		
土壌	土壌に係る有害項目																					
	地盤沈下																			△*3		
地象	地盤沈下																					
	土地の安定性																					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種																				
		種生及び保全すべき群落																				
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)																				
		眺望景観																				
環境への負荷の量により予測及び評価されるべき項目	温室効果ガス等	温室効果ガス																				
		オゾン層破壊物質																			△*6	

- ：標準的に選定する項目      △：事業特性、地域特性により選定する項目
- \*1：都市的地域の場合
  - \*2：立地条件による
  - \*3：水田地帯に立地する場合
  - \*4：卸売市場等で相当程度の洗浄水等を使用する場合
  - \*5：二酸化炭素のほか、業種によっては他の物質も対象とする
  - \*6：業種による

別表3 9 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表(研究所・学校)

事業の種類 影響要因の区分	環境影響要因の例	研究所・学校						
		建設機 械の稼 働	工事 資材運 搬等の 車両の 走行	造成等 の工事	造成地 の存在	存在・供用 構造物 の存在	学校・ 研究施 設の稼 働	自動車 交通の 発生
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○				○
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物						
		浮遊粒子状物質						
		炭化水素						
		鉛じん	○	○	○			
	大気質に係る有害物質等						△*3	
	騒音・低周波音	騒音	○	○				△*3
		低周波音						△*3
	振動	振動	○	○				△*3
		振動						△*3
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度						△*3
		特定悪臭物質						△*3
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					○
			浮遊物質			○		
			窒素及び燐					
			水温					
			水素イオン濃度					
		溶解酸素量						
		その他の生活環境項目						△*3
		底質	強熱減量					
過マンガン酸カリウムによる酸素消費量								△*3
底質に係る有害物質等							△*3	
地下水	地下水の水質に係る有害物質						△*3	
水象	河川等の流量、流速及び水位					○		
	地下水の水位及び水脈						△*2	
	湧泉及び鉱泉						△*2	
土壌	土壌に係る有害項目						△*3	
	地盤沈下						△*2	
地象	土地の安定性			○	○			
	地形及び地質(重要な地形及び地質を含む)					○		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	○		○			
		保全すべき種			○	○		
植物	種生及び保全すべき群落			○	○			
	緑の量						△*1	
生態系	地域を特徴づける生態系	○		○				
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)					○	
		眺望景観					○	
	自然とのふれあいの場	○		○				
	史跡・文化財	指定文化財等					○	
	埋蔵文化財	埋蔵文化財					○	
	日照障害	日照の状況					○	
	電波障害	電波受信状況					○	
	風害	局所的な風の発生状況					○	
	環境への負荷の量	廃棄物			○			○
		残土			○			○
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○				○	
	オゾン層破壊物質						○	

○ : 標準的に選定する項目  
 △ : 事業特性、地域特性により選定する項目  
 \*1 : 都市的地域の場合  
 \*2 : 水田地帯に立地する場合  
 \*3 : 研究施設等の内容による

別表3 9 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表(研究所・学校)

事業の種類 影響要因の区分	環境影響要因の例	研究所・学校						
		建設機 械の稼 働	工事 資材運 搬等の 車両の 走行	造成等 の工事	造成地 の存在	存在・供用 構造物 の存在	学校・ 研究施 設の稼 働	自動車 交通の 発生 (学校)
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○				○
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物						
		浮遊粒子状物質						
		炭化水素						
		鉛じん						
	大気質に係る有害物質等						△*3	
	騒音・低周波音	騒音	○	○				△*3
		低周波音						△*3
	振動	振動	○	○				△*3
		振動						△*3
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度						△*3
		特定悪臭物質						△*3
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					○
			浮遊物質			○		
			窒素及び燐					
			水温					
			水素イオン濃度					
		溶解酸素量						
		その他の生活環境項目						△*3
		底質	強熱減量					
過マンガン酸カリウムによる酸素消費量								△*3
底質に係る有害物質等							△*3	
地下水	地下水の水質に係る有害物質						△*3	
水象	河川等の流量、流速及び水位					○		
	地下水の水位及び水脈						△*2	
	湧泉及び鉱泉						△*2	
土壌	土壌に係る有害項目						△*3	
	地盤沈下						△*2	
地象	土地の安定性			○	○			
	地形及び地質(重要な地形及び地質を含む)					○		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	○		○			
		保全すべき種			○	○		
植物	種生及び保全すべき群落			○	○			
	緑の量						△*1	
生態系	地域を特徴づける生態系	○		○				
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)					○	
		眺望景観					○	
	自然とのふれあいの場	○		○				
	史跡・文化財	指定文化財等					○	
	埋蔵文化財	埋蔵文化財					○	
	日照障害	日照の状況					○	
	電波障害	電波受信状況					○	
	風害	局所的な風の発生状況					○	
	環境への負荷の量	廃棄物			○			○
		残土			○			○
温室効果ガス等	温室効果ガス						○	
	オゾン層破壊物質						○	

○ : 標準的に選定する項目  
 △ : 事業特性、地域特性により選定する項目  
 \*1 : 都市的地域の場合  
 \*2 : 水田地帯に立地する場合  
 \*3 : 研究施設等の内容による

別表3 10 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表  
(スポーツ又はレクリエーション施設、墓地又は墓園)

事業の種類 影響要因の区分	環境影響要因の例	スポーツ又はレクリエーション施設、墓地又は墓園													
		工事		造成等の存在		構造物の存在		施設の供用		農業の使用		自動車交通の発生			
		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成地の存在	構造物の存在	スポーツ又はレクリエーション施設	墓地又は墓園	スポーツ又はレクリエーション施設	墓地又は墓園	農業の使用	自動車交通の発生	スポーツ又はレクリエーション施設	墓地又は墓園		
調査・予測・評価の項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○									○	○	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物													
		浮遊粒子状物質													
		炭化水素													
		粉じん	○	○	○										
	騒音・低周波音	騒音	○	○				○					○	○	
		低周波音													
		振動	○	○									○	○	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度													
		特定悪臭物質													
	環境の良好な状態の保持を旨として調査・予測及び評価されるべき項目	水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量						○						
			浮遊物質												
			窒素及びリン												
			水温												
			溶解酸素量												
		水象	その他の生活環境項目												
			健康項目等												
			強熱減量												
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量												
			底質に係る有害物質等												
地象	地下水の水質に係る有害項目														
	河川等の流量、流速及び水位														
	地下水の水位及び水脈														
	温泉及び鉱泉														
	堤防、水門、ダム等の施設														
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査・予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	○	○			○		○						
		保全すべき種			○	○			△*2		○				
	植物	植生及び保全すべき群落			○	○			△*2		○				
		緑の量							△*1						
	生態系	地域を特徴づける生態系	○	○			○		○						
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査・予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)													
		眺望景観													
	自然とのふれあいの場	○	○			○									
	史跡・文化財	指定文化財等													
	埋蔵文化財														
環境への負荷の量により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物													
		残土													
	雨水及び処理水														
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○	○								○	○		
	オゾン層破壊物質														

○ : 標準的に選定する項目      △ : 事業特性、地域特性により選定する項目

- \* 1 : 都市的地域の場合
- \* 2 : 自然的地域の場合

別表3 10 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表  
(スポーツ又はレクリエーション施設、墓地又は墓園)

事業の種類 影響要因の区分	環境影響要因の例	スポーツ又はレクリエーション施設、墓地又は墓園													
		工事		造成等の存在		構造物の存在		施設の供用		農業の使用		自動車交通の発生			
		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成地の存在	構造物の存在	スポーツ又はレクリエーション施設	墓地又は墓園	スポーツ又はレクリエーション施設	墓地又は墓園	農業の使用	自動車交通の発生	スポーツ又はレクリエーション施設	墓地又は墓園		
調査・予測・評価の項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○										○	○
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物													
		浮遊粒子状物質													
		炭化水素													
		粉じん													
	騒音・低周波音	騒音	○	○				○					○	○	
		低周波音													
		振動	○	○									○	○	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度													
		特定悪臭物質													
	環境の良好な状態の保持を旨として調査・予測及び評価されるべき項目	水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量												
			浮遊物質												
			窒素及びリン												
			水温												
			溶解酸素量												
		水象	その他の生活環境項目												
			健康項目等												
			強熱減量												
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量												
			底質に係る有害物質等												
地象	地下水の水質に係る有害項目														
	河川等の流量、流速及び水位														
	地下水の水位及び水脈														
	温泉及び鉱泉														
	堤防、水門、ダム等の施設														
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査・予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	○	○			○		○						
		保全すべき種			○	○			△*2		○				
	植物	植生及び保全すべき群落			○	○			△*2		○				
		緑の量							△*1						
	生態系	地域を特徴づける生態系	○	○			○		○						
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査・予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)													
		眺望景観													
	自然とのふれあいの場	○	○			○									
	史跡・文化財	指定文化財等													
	埋蔵文化財														
環境への負荷の量により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物													
		残土													
	雨水及び処理水														
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○	○									○	○	
	オゾン層破壊物質														

○ : 標準的に選定する項目      △ : 事業特性、地域特性により選定する項目

- \* 1 : 都市的地域の場合
- \* 2 : 自然的地域の場合



別表3 12 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表(土石の採取)

事業の種類		土石の採取					
影響要因の区分		存在・供用					
環境影響要因の例		土石等の採取場の存在	工作物・機械類の存在	土石の採取行為(重機等の稼働を含む)	土石の運搬車両の走行	採取跡地の存在	
調査・予測・評価の項目							
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物			○		
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物					
		浮遊粒子状物質					
		炭化水素			○	○	
		粉じん			○		
		大気質に係る有害物質等					
	騒音・低周波音	騒音			○	○	
		低周波音					
	振動	振動			○	○	
		低周波空気振動					
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度					
		特定悪臭物質					
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量				
			浮遊物質			○	
			窒素及びリン				
			水温				
			水素イオン濃度				
		溶存酸素量					
		その他の生活環境項目					
		健康項目等			○		
		底質	強熱減量				
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量				
	底質に係る有害物質等						
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目					
	水象	河川等の流量、流速及び水位					
地下水の水位及び水脈							
温泉及び鉱泉							
堤防、水門、ダム等の施設							
土壌	土壌に係る有害項目			○			
地盤	地盤沈下						
	土地の安定性	○		○			
地象	地形及び地質(重要な地形及び地質を含む。)	○					
	表土の状況及び生産性						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	○	○	○	○	
		緑の量					
	植物	保全すべき種	○	○		○	
		植生及び保全すべき群落	○	○		○	
生態系	地域を特徴づける生態系	○		○	○		
	緑の量						
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)	○				
		眺望景観	○	○		○	
	自然とのふれあいの場	○		○	○		
	指定文化財等	○					
	埋蔵文化財	○					
	日照阻害	日照の状況					
	電波障害	電波受信状況					
	風害	局所的な風の発生状況					
	環境への負荷の量により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○	
			残土				
雨水及び処理水							
温室効果ガス等	温室効果ガス			○	○		
	オゾン層破壊物質						

○ : 標準的に選定する項目      ○ : 事業特性、地域特性により選定する項目

別表3 12 環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表(土石の採取)

事業の種類		土石の採取					
影響要因の区分		存在・供用					
環境影響要因の例		土石等の採取場の存在	工作物・機械類の存在	土石の採取行為(重機等の稼働を含む)	土石の運搬車両の走行	採取跡地の存在	
調査・予測・評価の項目							
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物				○	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物					
		浮遊粒子状物質					
		炭化水素			○	○	
		粉じん			○		
		大気質に係る有害物質等					
	騒音・低周波空気振動	騒音			○	○	
		低周波空気振動					
	振動	振動			○	○	
		低周波空気振動					
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度					
		特定悪臭物質					
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量				
			浮遊物質			○	
			窒素及びリン				
			水温				
			水素イオン濃度				
		溶存酸素量					
		その他の生活環境項目					
		健康項目等			○		
		底質	強熱減量				
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量				
	底質に係る有害物質等						
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目					
	水象	河川等の流量、流速及び水位					
地下水の水位及び水脈							
温泉及び鉱泉							
堤防、水門、ダム等の施設							
土壌	土壌に係る有害項目			○			
地盤	地盤沈下						
	土地の安定性	○		○			
地象	地形及び地質(重要な地形及び地質を含む。)	○					
	表土の状況及び生産性						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	○	○	○	○	
		緑の量					
	植物	保全すべき種	○	○		○	
		植生及び保全すべき群落	○	○		○	
生態系	地域を特徴づける生態系	○		○	○		
	緑の量						
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)	○				
		眺望景観	○	○		○	
	自然とのふれあいの場	○		○	○		
	指定文化財等	○					
	埋蔵文化財	○					
	日照阻害	日照の状況					
	電波障害	電波受信状況					
	風害	局所的な風の発生状況					
	環境への負荷の量により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○	
			残土				
雨水及び処理水							
温室効果ガス等	温室効果ガス			○	○		
	オゾン層破壊物質						

○ : 標準的に選定する項目      ○ : 事業特性、地域特性により選定する項目

別表4 自然環境の保全等を目的として法律又は条例の規定により指定された地域

根拠となる法律又は条例	指定地域等
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区
自然公園法	国立公園
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区
都市計画法	風致地区
都市緑地法	特別緑地保全地区 緑地保全地域
首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域
文化財保護法	指定文化財等の所在場所
森林法	保安林
埼玉県立自然公園条例	埼玉県立自然公園
埼玉県自然環境保全条例	県自然環境保全地域
ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	ふるさとの緑の景観地
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
地すべり等防止法	地すべり防止区域
砂防法	砂防指定地
埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例	希少野生動植物保護区

別表4 自然環境の保全等を目的として法律又は条例の規定により指定された地域

根拠となる法律又は条例	指定地域等
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区
自然公園法	国立公園
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区
都市計画法	風致地区
都市緑地法	特別緑地保全地区 緑地保全地域
首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域
文化財保護法	指定文化財等の所在場所
森林法	保安林
埼玉県立自然公園条例	埼玉県立自然公園
埼玉県自然環境保全条例	県自然環境保全地域
ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	ふるさとの緑の景観地
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
地すべり等防止法	地すべり防止区域
砂防法	砂防指定地

別表5 調査計画書作成までの段階において留意されるべき配慮事項

区分	配慮事項
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>環境が悪化しやすい閉鎖性水域等への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>水道水源水域及び湧水池につながる地下水への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>水田、ため池、農業用水路等の保水機能への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>現状の地形を活かし、土地の改変量抑制に努めること。</li> <li>重要な地形、地質及び自然現象への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域への影響の回避又は低減に努めること。</li> </ol>
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保護上特に重要な地域への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努めること。</li> </ol>
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を形作っている景観への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境への影響の回避又は低減に努めること。</li> </ol>

別表5 調査計画書作成までの段階において留意されるべき配慮事項

区分	配慮事項
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>環境が悪化しやすい閉鎖性水域等への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>水道水源水域及び湧水池につながる地下水への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>水田、ため池、農業用水路等の保水機能への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>現状の地形を活かし、土地の改変量抑制に努めること。</li> <li>重要な地形、地質及び自然現象への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域への影響の回避又は低減に努めること。</li> </ol>
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保護上特に重要な地域への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努めること。</li> </ol>
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を形作っている景観への影響の回避又は低減に努めること。</li> <li>里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境への影響の回避又は低減に努めること。</li> </ol>

	<p>3 すぐれた自然の風景地等人が自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。</p> <p>4 水辺や身近な緑等地域住民が日常的に自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。</p> <p>5 文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気への影響の回避又は低減に努めること。</p>
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	<p>1 廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努めること。</p> <p>2 温室効果ガス等の排出抑制に努めること。</p> <p>3 温室効果ガスの吸収源整備に努めること。</p>

	<p>3 すぐれた自然の風景地等人が自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。</p> <p>4 水辺や身近な緑等地域住民が日常的に自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。</p> <p>5 文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気への影響の回避又は低減に努めること。</p>
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	<p>1 廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努めること。</p> <p>2 温室効果ガス等の排出抑制に努めること。</p>

別表6 準備書作成までの段階における環境保全措置検討のための基本事項

区分	基本事項
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき事項	<p>1 環境基準の確保に努めること。</p> <p>2 現状の状況からの変化をできる限り抑えること。</p> <p>3 有害物質の発生抑制及び排出抑制に努めること。</p> <p>4 河川の流量、湖沼の水位等水象の変化を抑えること。</p> <p>5 地下水の分断を回避し、地下水の水位低下を抑えること。</p> <p>6 軟弱地盤地域においては、地盤沈下の発生を避けること。</p> <p>7 地形の改変量を抑えること。</p> <p>8 土地の安定性を確保し、土砂流出の危険性を抑えること。</p> <p>9 表土の生産性の維持に努めること。</p>
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき事項	<p>1 保全すべき種の保全に努めること。</p> <p>2 保全すべき種の個体数の維持に努めること。</p> <p>3 保全すべき群落分布地の保全に努めること。</p> <p>4 保全すべき種の生息・生育地域の分割を避け、広く、連続した形態の地域として残すこと。</p> <p>5 保全すべき種の営巣地、主要採餌場所、移動経路等重要な利用域を残すこと。</p> <p>6 保全すべき種の生息・生育環境に係わる大気・水・土壌環境等の変化を抑えること。</p> <p>7 生態系食物連鎖の関係を維持するため、上位種の生息に必要な餌量が持続的に生産されるシステムを保全すること。</p> <p>8 現状の種構成を維持するため、地域の生態系の特徴を現す典型種の生息・生育環境を保全すること。</p> <p>9 特殊な環境に依存している種・群落が生息・生育している場合は、その生息・生育環境を保全すること。</p>
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき事項	<p>1 目立ちやすい場所の土地の改変及び工作物等の設置を避けること。</p> <p>2 主要な眺望地点からの眺望障害を避けること。</p> <p>3 周辺景観の形態的特性・スケール感を乱さないこと。</p> <p>4 周辺環境に調和した色彩・デザインとすること。</p> <p>5 利用度の高い自然とのふれあいの場の保全に努めること。</p> <p>6 自然とのふれあいの場の利用環境の変化を抑えること。</p> <p>7 自然とのふれあいの場への交通手段の障害を避けること。</p> <p>8 文化財あるいはこれに準ずるものの改変を避けること。</p> <p>9 文化財あるいはこれに準ずるものの雰囲気の変化を避けること。</p> <p>10 文化財あるいはこれに準ずるものの利用環境の変化を避けること。</p> <p>11 日照の状況、電波の状況の変化を抑えること。</p> <p>12 強風の発生を抑えること。</p>
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき事項	<p>1 廃棄物・残土等の排出を抑えること。</p> <p>2 水・エネルギーの使用量を抑えること。</p>

別表6 準備書作成までの段階における環境保全措置検討のための基本事項

区分	基本事項
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき事項	<p>1 環境基準の確保に努めること。</p> <p>2 現状の状況からの変化をできる限り抑えること。</p> <p>3 有害物質の発生抑制及び排出抑制に努めること。</p> <p>4 河川の流量、湖沼の水位等水象の変化を抑えること。</p> <p>5 地下水の分断を回避し、地下水の水位低下を抑えること。</p> <p>6 軟弱地盤地域においては、地盤沈下の発生を避けること。</p> <p>7 地形の改変量を抑えること。</p> <p>8 土地の安定性を確保し、土砂流出の危険性を抑えること。</p> <p>9 表土の生産性の維持に努めること。</p>
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき事項	<p>1 保全すべき種の保全に努めること。</p> <p>2 保全すべき種の個体数の維持に努めること。</p> <p>3 保全すべき群落分布地の保全に努めること。</p> <p>4 保全すべき種の生息・生育地域の分割を避け、広く、連続した形態の地域として残すこと。</p> <p>5 保全すべき種の営巣地、主要採餌場所、移動経路等重要な利用域を残すこと。</p> <p>6 保全すべき種の生息・生育環境に係わる大気・水・土壌環境等の変化を抑えること。</p> <p>7 生態系食物連鎖の関係を維持するため、上位種の生息に必要な餌量が持続的に生産されるシステムを保全すること。</p> <p>8 現状の種構成を維持するため、地域の生態系の特徴を現す典型種の生息・生育環境を保全すること。</p> <p>9 特殊な環境に依存している種・群落が生息・生育している場合は、その生息・生育環境を保全すること。</p>
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき事項	<p>1 目立ちやすい場所の土地の改変及び工作物等の設置を避けること。</p> <p>2 主要な眺望地点からの眺望障害を避けること。</p> <p>3 周辺景観の形態的特性・スケール感を乱さないこと。</p> <p>4 周辺環境に調和した色彩・デザインとすること。</p> <p>5 利用度の高い自然とのふれあいの場の保全に努めること。</p> <p>6 自然とのふれあいの場の利用環境の変化を抑えること。</p> <p>7 自然とのふれあいの場への交通手段の障害を避けること。</p> <p>8 文化財あるいはこれに準ずるものの改変を避けること。</p> <p>9 文化財あるいはこれに準ずるものの雰囲気の変化を避けること。</p> <p>10 文化財あるいはこれに準ずるものの利用環境の変化を避けること。</p> <p>11 日照の状況、電波の状況の変化を抑えること。</p> <p>12 強風の発生を抑えること。</p>
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき事項	<p>1 廃棄物・残土等の排出を抑えること。</p> <p>2 水・エネルギーの使用量を抑えること。</p>

るべき事項	3	温室効果ガスの発生抑制に努めること。
	4	温室効果ガスの吸収源整備に努めること。
	5	樹木の伐採量を少なくすること。
	6	オゾン層破壊物質の排出を抑えること。
	7	熱帯材その他の外国産材の使用を抑えること。

るべき事項	3	温室効果ガスの発生抑制に努めること。
	4	樹木の伐採量を少なくすること。
	5	オゾン層破壊物質の排出を抑えること。
	6	熱帯材その他の外国産材の使用を抑えること。

第2 各論

1 大気質

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

- ア 二酸化窒素又は窒素酸化物
- イ 二酸化硫黄又は硫黄酸化物
- ウ 浮遊粒子状物質
- エ 炭化水素
- オ 粉じん
- カ その他の大気質に係る有害物質等

(2) 調査

ア 調査内容

(ア) 大気質の状況

二酸化窒素若しくは窒素酸化物、二酸化硫黄若しくは硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、炭化水素又はその他の大気質に係る有害物質等のうち調査・予測・評価の項目として選定したものの濃度の状況

(イ) 気象の状況

風向・風速、大気安定度（日射量、雲量又は放射収支量）、気温等

(ウ) 大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

(エ) その他の予測・評価に必要な事項

- a 既存の発生源（固定発生源、移動発生源）の状況
- b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。  
現地調査による大気質の測定方法及び気象の観測方法は、次に掲げる方法による。

(ア) 大気質の測定方法

次に掲げる項目ごとに示す測定方法若しくは J I S に定める測定方法又はこれらの測定方法と同等程度以上の精度を有する測定方法

- a 二酸化窒素  
「二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年環境庁告示第38号）」に定める測定方法
- b 二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質  
大気汚染に係る環境基準に定める測定方法
- c 炭化水素  
「環境大気中の鉛・炭化水素の測定法について（昭和52年環大企第61号環境庁大気保全局長通知）」に定める測定方法
- d 窒素酸化物、硫黄酸化物及びその他の大気質に係る有害物質等  
大気汚染に係る環境基準、ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準その他の環境省の告示又は通知に定める測定方法

(イ) 気象の観測方法

地上気象観測指針（気象庁）その他の気象庁の指針等に定める観測方法

ウ 調査地域・地点

(ア) 調査地域

大気質への影響が及ぶおそれがあると認められる地域

第2 各論

1 大気質

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

- ア 二酸化窒素又は窒素酸化物
- イ 二酸化硫黄又は硫黄酸化物
- ウ 浮遊粒子状物質
- エ 炭化水素
- オ 粉じん
- カ その他の大気質に係る有害物質等

(2) 調査

ア 調査内容

(ア) 大気質の状況

二酸化窒素若しくは窒素酸化物、二酸化硫黄若しくは硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、炭化水素又はその他の大気質に係る有害物質等のうち調査・予測・評価の項目として選定したものの濃度の状況

(イ) 気象の状況

風向・風速、大気安定度（日射量、雲量又は放射収支量）、気温等

(ウ) 大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

(エ) その他の予測・評価に必要な事項

- a 既存の発生源（固定発生源、移動発生源）の状況
- b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。  
現地調査による大気質の測定方法及び気象の観測方法は、次に掲げる方法による。

(ア) 大気質の測定方法

次に掲げる項目ごとに示す測定方法若しくは J I S に定める測定方法又はこれらの測定方法と同等程度以上の精度を有する測定方法

- a 二酸化窒素  
「二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年環境庁告示第38号）」に定める測定方法
- b 二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質  
大気汚染に係る環境基準に定める測定方法
- c 炭化水素  
「大気環境中の鉛・炭化水素の測定法について（昭和52年環大企第61号環境庁大気保全局長通知）」に定める測定方法
- d 窒素酸化物、硫黄酸化物及びその他の大気質に係る有害物質等  
大気汚染に係る環境基準、ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準その他の環境省の告示又は通知に定める測定方法

(イ) 気象の観測方法

地上気象観測指針（気象庁）その他の気象庁の指針等に定める観測方法

ウ 調査地域・地点

(ア) 調査地域

大気質への影響が及ぶおそれがあると認められる地域

- (1) 調査地点  
大気質への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点
- エ 調査期間・頻度  
大気質への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度
- (3) 予測
- ア 予測内容  
二酸化窒素若しくは窒素酸化物、二酸化硫黄若しくは硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、炭化水素、粉じん又はその他の大気質に係る有害物質等のうち調査・予測・評価の項目として選定したものの濃度の変化又は飛散・降下の程度
- イ 予測方法  
予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。
- (ア) 大気拡散式
- (イ) 模型実験
- (ウ) 野外拡散実験
- (エ) 類似事例又は既存知見に基づく推定
- ウ 予測条件
- (ア) 事業特性に係る条件
- a 固定発生源  
排出ガス量、排出物質の濃度、排出口の位置、高さ等
- b 移動発生源  
交通量、道路構造、走行特性等
- (イ) 地域特性に係る条件
- a 風向・風速、大気安定度（日射量、雲量又は放射収支量）、気温等
- b 大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況
- (ウ) その他の予測・評価に必要な条件
- a 既存の発生源（固定発生源、移動発生源）の状況
- b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況
- c 将来の大気質の状況（対象事業等以外の要因による変化）
- エ 予測地域・地点
- (ア) 予測地域  
大気質への影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 予測地点  
大気質への影響を的確に把握することができる地点
- オ 予測対象時期等
- (ア) 工事  
大気質への影響が最大となる時期
- (イ) 存在・供用  
事業活動等が定常状態となる時期
- (4) 評価  
次に示すそれぞれの観点から評価する方法
- ア 大気質への影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
- イ 国、県又は市町村が大気質の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。
- 2 騒音・低周波音
- (1) 対象とする調査・予測・評価の項目

- (1) 調査地点  
大気質への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点
- エ 調査期間・頻度  
大気質への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度
- (3) 予測
- ア 予測内容  
二酸化窒素若しくは窒素酸化物、二酸化硫黄若しくは硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、炭化水素、粉じん又はその他の大気質に係る有害物質等のうち調査・予測・評価の項目として選定したものの濃度の変化又は飛散・降下の程度
- イ 予測方法  
予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。
- (ア) 大気拡散式
- (イ) 模型実験
- (ウ) 野外拡散実験
- (エ) 類似事例又は既存知見に基づく推定
- ウ 予測条件
- (ア) 事業特性に係る条件
- a 固定発生源  
排出ガス量、排出物質の濃度、排出口の位置、高さ等
- b 移動発生源  
交通量、道路構造、走行特性等
- (イ) 地域特性に係る条件
- a 風向・風速、大気安定度（日射量、雲量又は放射収支量）、気温等
- b 大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況
- (ウ) その他の予測・評価に必要な条件
- a 既存の発生源（固定発生源、移動発生源）の状況
- b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況
- c 将来の大気質の状況（対象事業等以外の要因による変化）
- エ 予測地域・地点
- (ア) 予測地域  
大気質への影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 予測地点  
大気質への影響を的確に把握することができる地点
- オ 予測対象時期等
- (ア) 工事  
大気質への影響が最大となる時期
- (イ) 存在・供用  
事業活動等が定常状態となる時期
- (4) 評価  
次に示すそれぞれの観点から評価する方法
- ア 大気質への影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
- イ 国、県又は市町村が大気質の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。
- 2 騒音・低周波空気振動
- (1) 対象とする調査・予測・評価の項目

- ア 騒音  
イ 低周波音
- (2) 調査  
ア 調査内容  
(ア) 騒音又は低周波音のうち調査・予測・評価の項目として選定したものの状況  
(イ) 道路交通の状況(道路の構造、交通量等)  
(ウ) 音の伝ばに影響を及ぼす地形・地物の状況  
(エ) その他の予測・評価に必要な事項  
a 既存の発生源の状況  
b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況  
c 騒音又は低周波音により影響を受ける動物の生息状況
- イ 調査方法  
既存資料の収集又は現地調査により行う。  
現地調査による騒音及び低周波音の測定方法は、次に掲げる方法による。
- (ア) 騒音の測定方法  
次に掲げる騒音の種類ごとに示す測定方法若しくは J I S に定める測定方法又はこれらの測定方法と同等程度以上の精度を有する測定方法  
a 環境騒音  
「騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)」(以下「騒音に係る環境基準」という。)に定める測定方法  
b 道路交通騒音  
騒音に係る環境基準に定める測定方法  
c 鉄道・軌道騒音  
(a) 新幹線鉄道騒音  
「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和50年環境庁告示第46号)」に定める測定方法  
(b) 在来鉄道騒音・軌道騒音  
「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について(平成7年環大第174号環境庁大気保全局長通知)」に定める測定方法  
d 航空機騒音  
「航空機騒音に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示第154号)」に定める測定方法  
ただし、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場については、「小規模飛行場環境保全暫定指針について(平成2年環大企第342号環境庁大気保全局長通知)」に定める測定方法とする。  
e 工場・事業場騒音  
「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第1号)」に定める測定方法
- (イ) 低周波音の測定方法  
J I S に定める測定方法又はこれと同等程度以上の精度を有する測定方法
- ウ 調査地域・地点  
(ア) 調査地域  
騒音又は低周波音による影響が及ぶおそれがあると認められる地域  
(イ) 調査地点  
騒音又は低周波音による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点
- エ 調査期間・頻度  
騒音又は低周波音による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

- ア 騒音  
イ 低周波空気振動
- (2) 調査  
ア 調査内容  
(ア) 騒音又は低周波空気振動のうち調査・予測・評価の項目として選定したものの状況  
(イ) 道路交通の状況(道路の構造、交通量等)  
(ウ) 音の伝ばに影響を及ぼす地形・地物の状況  
(エ) その他の予測・評価に必要な事項  
a 既存の発生源の状況  
b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況  
c 騒音又は低周波空気振動により影響を受ける動物の生息状況
- イ 調査方法  
既存資料の収集又は現地調査により行う。  
現地調査による騒音及び低周波空気振動の測定方法は、次に掲げる方法による。
- (ア) 騒音の測定方法  
次に掲げる騒音の種類ごとに示す測定方法若しくは J I S に定める測定方法又はこれらの測定方法と同等程度以上の精度を有する測定方法  
a 環境騒音  
「騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)」(以下「騒音に係る環境基準」という。)に定める測定方法  
b 道路交通騒音  
騒音に係る環境基準に定める測定方法  
c 鉄道・軌道騒音  
(a) 新幹線鉄道騒音  
「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和50年環境庁告示第46号)」に定める測定方法  
(b) 在来鉄道騒音・軌道騒音  
「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策について(平成7年環大第174号環境庁大気保全局長通知)」に定める測定方法  
d 航空機騒音  
「航空機騒音に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示第154号)」に定める測定方法  
ただし、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場については、「小規模飛行場環境保全暫定指針について(平成2年環大企第342号環境庁大気保全局長通知)」に定める測定方法とする。  
e 工場・事業場騒音  
「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第1号)」に定める測定方法
- (イ) 低周波空気振動の測定方法  
J I S に定める測定方法又はこれと同等程度以上の精度を有する測定方法
- ウ 調査地域・地点  
(ア) 調査地域  
騒音又は低周波空気振動による影響が及ぶおそれがあると認められる地域  
(イ) 調査地点  
騒音又は低周波空気振動による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点
- エ 調査期間・頻度  
騒音又は低周波空気振動による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

騒音又は低周波音の状況の変化の程度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

(ア) 伝ば理論式

(イ) 経験的回帰式

(ウ) 模型実験

(I) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

a 工事計画

b 道路構造、計画交通量等

c 音源又は低周波音源のパワーレベル（又は音圧レベル）、配置、稼働条件、周波数特性等

(イ) 地域特性に係る条件

音の伝ばに影響を及ぼす地形・地物の状況

(ウ) その他の予測・評価に必要な条件

a 既存の発生源の状況

b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

c 騒音又は低周波音により影響を受ける動物の生息状況

d 将来の騒音又は低周波音の状況（対象事業等以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

(ア) 予測地域

騒音又は低周波音による影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 予測地点

騒音又は低周波音による影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

(ア) 工事

騒音又は低周波音による影響が最大となる時期及び当該時期の各時間帯

(イ) 存在・供用

事業活動等が定常状態となる時期及び当該時期の各時間帯

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 騒音又は低周波音による影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、県又は市町村が騒音又は低周波音の防止に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

3 (略)

4 悪臭

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

ア 臭気指数又は臭気の濃度

イ 特定悪臭物質

(2) 調査

ア 調査内容

(ア) 悪臭の状況

臭気指数若しくは臭気の濃度又は特定悪臭物質のうち調査・予測・評価の項目として

(3) 予測

ア 予測内容

騒音又は低周波空気振動の状況の変化の程度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

(ア) 伝ば理論式

(イ) 経験的回帰式

(ウ) 模型実験

(I) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

a 工事計画

b 道路構造、計画交通量等

c 音源又は低周波空気振動源のパワーレベル（又は音圧レベル）、配置、稼働条件、周波数特性等

(イ) 地域特性に係る条件

音の伝ばに影響を及ぼす地形・地物の状況

(ウ) その他の予測・評価に必要な条件

a 既存の発生源の状況

b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

c 騒音又は低周波空気振動により影響を受ける動物の生息状況

d 将来の騒音又は低周波空気振動の状況（対象事業等以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

(ア) 予測地域

騒音又は低周波空気振動による影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 予測地点

騒音又は低周波空気振動による影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

(ア) 工事

騒音又は低周波空気振動による影響が最大となる時期及び当該時期の各時間帯

(イ) 存在・供用

事業活動等が定常状態となる時期及び当該時期の各時間帯

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 騒音又は低周波空気振動による影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、県又は市町村が騒音又は低周波空気振動の防止に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

3 (略)

4 悪臭

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

ア 臭気指数又は臭気の濃度

イ 特定悪臭物質

(2) 調査

ア 調査内容

(ア) 悪臭の状況

臭気指数若しくは臭気の濃度又は特定悪臭物質のうち調査・予測・評価の項目として

- 選定したものの濃度等の状況
- (イ) 気象の状況  
 風向・風速、大気安定度（日射量、雲量又は放射収支量）、気温等
- (ウ) 大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況
- (I) その他の予測・評価に必要な事項  
 a 既存の発生源の状況  
 b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況
- イ 調査方法  
 既存資料の収集又は現地調査により行う。  
 現地調査による悪臭の測定方法は、次に掲げる測定方法若しくはJISに定める測定方法又はこれらの測定方法と同等程度以上の精度を有する測定方法による。
- (ア) 臭気指数又は臭気の濃度  
 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号）」に定める測定方法又は「埼玉県生活環境保全条例施行規則の規定に基づく悪臭の測定方法等（平成14年埼玉県告示第604号）」に定める測定方法
- (イ) 特定悪臭物質  
 「特定悪臭物質の測定の方法（昭和47年環境庁告示第9号）」に定める測定方法
- ウ 調査地域・地点
- (ア) 調査地域  
 悪臭による影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 調査地点  
 悪臭による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点
- エ 調査期間・頻度  
 悪臭による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度
- (3) 予測
- ア 予測内容  
 (ア) 臭気指数又は臭気の濃度の状況の変化の程度  
 (イ) 特定悪臭物質の濃度の変化の程度
- イ 予測方法  
 予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。
- (ア) 類似事例又は既存知見に基づく推定
- (イ) 大気拡散式
- ウ 予測条件
- (ア) 事業特性に係る条件  
 排出ガス量、排出濃度等
- (イ) 地域特性に係る条件  
 a 風向・風速、大気安定度（日射量、雲量又は放射収支量）、気温等  
 b 大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況
- (ウ) その他の予測・評価に必要な条件  
 a 既存の発生源の状況  
 b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況  
 c 将来の悪臭の状況（対象事業等以外の要因による変化）
- エ 予測地域・地点
- (ア) 予測地域  
 悪臭による影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 予測地点

- 選定したものの濃度等の状況
- (イ) 気象の状況  
 風向・風速、大気安定度（日射量、雲量又は放射収支量）、気温等
- (ウ) 大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況
- (I) その他の予測・評価に必要な事項  
 a 既存の発生源の状況  
 b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況
- イ 調査方法  
 既存資料の収集又は現地調査により行う。  
 現地調査による悪臭の測定方法は、次に掲げる測定方法若しくはJISに定める測定方法又はこれらの測定方法と同等程度以上の精度を有する測定方法による。
- (ア) 臭気指数又は臭気の濃度  
 「臭気指数の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号）」に定める測定方法又は「埼玉県生活環境保全条例施行規則の規定に基づく悪臭の測定方法等（平成14年埼玉県告示第604号）」に定める測定方法
- (イ) 特定悪臭物質  
 「特定悪臭物質の測定の方法（昭和47年環境庁告示第9号）」に定める測定方法
- ウ 調査地域・地点
- (ア) 調査地域  
 悪臭による影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 調査地点  
 悪臭による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点
- エ 調査期間・頻度  
 悪臭による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度
- (3) 予測
- ア 予測内容  
 (ア) 臭気指数又は臭気の濃度の状況の変化の程度  
 (イ) 特定悪臭物質の濃度の変化の程度
- イ 予測方法  
 予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。
- (ア) 類似事例又は既存知見に基づく推定
- (イ) 大気拡散式
- ウ 予測条件
- (ア) 事業特性に係る条件  
 排出ガス量、排出濃度等
- (イ) 地域特性に係る条件  
 a 風向・風速、大気安定度（日射量、雲量又は放射収支量）、気温等  
 b 大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況
- (ウ) その他の予測・評価に必要な条件  
 a 既存の発生源の状況  
 b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況  
 c 将来の悪臭の状況（対象事業等以外の要因による変化）
- エ 予測地域・地点
- (ア) 予測地域  
 悪臭による影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 予測地点

悪臭による影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

(ア) 工事

悪臭による影響が最大となる時期

(イ) 存在・供用

事業活動等が定常状態となる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 悪臭による影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、県又は市町村が悪臭の防止に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

5～19 (略)

20 温室効果ガス等

(1) 対象とする予測・評価の項目

ア 温室効果ガス

イ オゾン層破壊物質

(2) 調査

原則として調査は実施しない。ただし、地域特性把握のための調査により、必要に応じ次の事項を調査する。

ア 地域における温室効果ガス排出抑制の取組状況

イ 地域におけるオゾン層破壊物質対策の取組状況

また、事業特性に応じ、工事中において除去する既存工作物中の温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の法令に基づく回収状況を調査する。

(3) 予測

ア 予測内容

(ア) 温室効果ガス

a 温室効果ガスの種類ごとの排出量

b 温室効果ガスの排出量削減の状況

c 温室効果ガス吸収源整備による吸収量

(イ) オゾン層破壊物質

オゾン層破壊物質の排出量及びその回収等の状況

イ 予測方法

対象事業等の計画に基づく推定

温室効果ガスの排出量の予測に当たっては、可能な限り、ライフサイクルアセスメント的視点に立ち、使用する原材料、燃料又は電力の生産等に伴って発生する温室効果ガスの排出量を考慮する。

また、吸収量の予測に当たっては、新たに行う植林による二酸化炭素吸収量の増加分及び森林伐採による二酸化炭素吸収量の減少分を明らかにする。

ウ 予測条件

事業特性に係る条件（原材料使用計画、燃料、電力使用計画、植林計画、伐採計画等）

エ 予測対象時期等

(ア) 工事

工事期間

(イ) 存在・供用

事業活動等が定常状態となる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

悪臭による影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

(ア) 工事

悪臭による影響が最大となる時期

(イ) 存在・供用

事業活動等が定常状態となる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 悪臭による影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、県又は市町村が悪臭の防止に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

5～19 (略)

20 温室効果ガス等

(1) 対象とする予測・評価の項目

ア 温室効果ガス

イ オゾン層破壊物質

(2) 調査

原則として調査は実施しない。ただし、地域特性把握のための調査により、必要に応じ次の事項を調査する。

ア 地域における温室効果ガス排出抑制の取組状況

イ 地域におけるオゾン層破壊物質対策の取組状況

(3) 予測

ア 予測内容

(ア) 温室効果ガス

a 温室効果ガスの種類ごとの排出量

b 温室効果ガスの排出量削減の状況

(イ) オゾン層破壊物質

オゾン層破壊物質の排出量及びその回収等の状況

イ 予測方法

対象事業等の計画に基づく推定

温室効果ガスの予測に当たっては、可能な限り、ライフサイクルアセスメント的視点に立ち、使用する原材料、燃料又は電力の生産に伴って発生する温室効果ガスの排出量を考慮する。

ウ 予測条件

事業特性に係る条件（原材料使用計画、燃料及び電力使用計画等）

エ 予測対象時期等

(ア) 工事

工事期間

(イ) 存在・供用

事業活動等が定常状態となる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 温室効果ガス等の排出抑制、事業地内外での吸収源整備等が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り図られているかどうかを明らかにする。  
イ 国、県又は市町村が温室効果ガス等の対策に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

ア 温室効果ガス等の排出抑制等が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り図られているかどうかを明らかにする。  
イ 国、県又は市町村が温室効果ガス等の対策に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。